

香川県報



第 36 号

平成 17 年

5月10日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出（健康福祉総務課） 一

生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定（ ） 〃

大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告（二件）（経営支援課） 二

県営土地改良事業の工事完了（土地改良課）

県営土地改良事業の工事完了（農村整備課） 三

都市計画の図書の写しの縦覧（二件）（都市計画課）

告示

香川県告示第三百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年五月十日

香川県知事 真鍋 武紀

廃止年月日	名称	所在地
平成一七、二、二八	久保外科整形外科医院	観音寺市柞田町甲二〇九八番地
平成一七、三、三一	田村クリニック	丸亀市幸町一丁目五番五号
平成一七、三、三一	みさこクリニック	東かがわ市引田二〇二番地一
平成一七、四、一	萩田医院	三豊郡仁尾町丁八七五

平成一七、三、三一	高橋内科医院	三豊郡大野原町大字中姫二二二六一
平成一七、三、二二	丸亀市国民健康保険 広島診療所	丸亀市広島町青木四八二番地
平成一七、三、二二	丸亀市国民健康保険 本島診療所	丸亀市本島町泊四九四番地
平成一七、三、三一	阿部歯科医院	さぬき市長尾東九七〇番地一

香川県告示第三百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のため医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年五月十日

香川県知事 真鍋 武紀

指定年月日	名称	所在地
平成一七、三、一	医療法人社団久保外科整形外科医院	観音寺市柞田町甲二〇九八番地
平成一七、四、一	医療法人社団田村クリニック	丸亀市幸町一丁目五番五号
平成一七、四、一	医療法人社団静楓会 みさこクリニック	東かがわ市引田二〇二番地一
平成一七、三、二二	丸亀市国民健康保険 広島診療所	丸亀市広島町青木四八二番地
平成一七、三、二二	丸亀市国民健康保険 本島診療所	丸亀市本島町泊四九四番地
平成一七、四、一	医療法人社団阿部歯科医院	さぬき市長尾東九七〇番地一
平成一七、四、一	眞室歯科医院	仲多度郡満濃町大字吉野字木ノ崎中 二六八番地三
平成一七、四、一	マツイ薬局	坂出市文京町一丁目六番四五号

公 告

香川県公告第二百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年五月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告

平成十六年香川県公告第六百十六号

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイキ牟礼店 木田郡牟礼町大字牟礼字下窪九八八番一ほか

三 法第八条第一項の規定により牟礼町から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び牟礼町建設経済課

2 縦覧期間

平成十七年五月十日（火曜日）から同年六月十日（金曜日）まで

香川県公告第二百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年五月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告

平成十六年香川県公告第六百十五号

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ牟礼・ダイキ牟礼店別館 木田郡牟礼町牟礼九九四番ほか

三 法第八条第一項の規定により牟礼町から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び牟礼町建設経済課

2 縦覧期間

平成十七年五月十日（火曜日）から同年六月十日（金曜日）まで

香川県公告第二百八十六号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十七年五月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業名	地区名	工事了了年月日
県営ほ場整備事業	大内（第五 四工区）	平成二二、五、一九
県営ほ場整備事業	大内（第六工区）	平成二一、一一、二八
県営ほ場整備事業	田中（第一工区）	平成九、一、二四
県営ほ場整備事業	田中（第二工区）	平成一一、一一、二七
県営ほ場整備事業	田中（第三工区）	平成二二、三、三一
県営ほ場整備事業（県営担い手育 成基盤整備事業）	白鳥上（谷工区）	平成二二、二、二八
県営ほ場整備事業（県営担い手育 成基盤整備事業）	白鳥上（中戸・原工区）	平成二二、三、三〇

香川県公告第二百八十七号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十七年五月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業名	地区名	工事が完了年月日
県営単独緊急農道整備事業	大川西部	平成一六、三、三一

香川県公告第二百八十八号

宇多津町から中讃広域都市計画用途地域の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年五月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第二百八十九号

仁尾町から仁尾都市計画臨港地区の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年五月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十七年五月十日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています